

福祉用具（特定福祉用具）購入費等の支給

〔償還払い方式〕

*** 都道府県から指定を受けた販売事業者から購入するに限られます。**
 （ただし、直接「福祉用具専門相談員」から福祉用具に関する専門的な知識に基づく助言などを
 受けられない通信販売で購入した場合は、支給対象外となります）

*** 申請前に、必ず支給対象者の負担割合証を確認しましょう。**

「償還払い方式」とは？

福祉用具を購入後、ご本人がいったん購入費の全額を支払い、その後区役所から支給限度額内における購入費の9割から7割相当分の払い戻しを受ける方式です。入院・入所中の方、要支援・要介護認定の新規申請中の方の場合や、区役所に登録のない指定特定福祉用具販売事業所（者）を利用する場合は、こちらの方式での申請になります。

支 給 対 象 者	要支援・要介護認定を受けている介護保険被保険者	
福祉用具の種目	以下の①～⑥の種目が対象となります。購入の際には必ず、ケアマネジャーまたは、福祉用具専門相談員にご相談ください。	
	① 腰 掛 便 座	<ul style="list-style-type: none"> ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能のあるもの ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る）
	②自動排泄処理装置の交換可能部品	<ul style="list-style-type: none"> ・自動排泄処理装置の交換可能部品のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に使用できるもの
	③排 泄 予 測 支 援 機 器	<ul style="list-style-type: none"> ・膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの
	④入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> ・座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア．入浴用いす（座面の高さが概ね 35cm 以上のものまたはリクライニング機能を有するものに限る） イ．浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る） ウ．浴槽内いす（浴槽内に置いて利用することができるものに限る） エ．入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台で、浴槽への出入りを容易にするためのものに限る） オ．浴室すのこ（浴室に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る） カ．浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る） キ．入浴用介助ベルト（身体に直接巻き付けて使用するので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る）

	⑤ 簡易浴槽	<ul style="list-style-type: none"> • 空気式または折りたたみ式等で、容易に移動できるもので、取水または排水のために工事を伴わないもの • 硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含む • 居室において必要があれば入浴が可能なものに限る
	⑥ 移動用リフトのつり具の部分	<ul style="list-style-type: none"> • 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
複合的機能を有する福祉用具		<p>2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> • それぞれの機能を有する部分を区分できる場合は、それぞれの機能に着目して、部分ごとに1つの福祉用具として判断します。 • 区分できない場合であって、購入用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を特定福祉用具（福祉用具購入費の対象種目）として判断します。 • 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、介護保険法に基づく保険給付の対象外として取り扱います。
対象となる種目のオーダー製品を購入した場合等		<ul style="list-style-type: none"> • 材料から製品が出来上がるまでの費用（材料費から加工・組立費まで）は、福祉用具購入費の支給対象となります。 • 既製品では対応できず、被保険者自身やご家族等が福祉用具を製作した場合、材料の購入費は支給対象となります。
支給対象外となる費用		<p>次のものは福祉用具（製品）以外にかかる費用とみなしますので、支給対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 送料 • 諸経費
支給額等 <small>※給付額減額を受けられている方の支給額は異なります</small>	支給額	特定福祉用具の購入に要した費用の9割から7割に相当する額
	支給限度額	<p>10万円（要介護状態区分にかかわらず定額（10万円）です）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 例：10万円分の福祉用具を購入した場合の保険給付額 1割負担の方…9万円（自己負担は1万円です） 2割負担の方…8万円（自己負担は2万円です） 3割負担の方…7万円（自己負担は3万円です）
	支給限度額管理	<p>各年4月1日からの12ヵ月間</p> <ul style="list-style-type: none"> • 原則、同じ種目の給付は、期間を問わず1回のみです。 <p>（ただし、同じ種目でも用途や機能が異なる場合、破損した場合、介護の程度が著しく高くなった場合は、同じ種目でも再度の購入が可能です）</p>

必要な申請書類 <small>※消せるボールペンは 使用しないでください</small>	申 請 書	<ul style="list-style-type: none"> ・「申請書」は、所定の様式をご利用ください。（申請書に押す印鑑は、みとめ印で結構ですが、スタンプ式の印はご遠慮ください） ・福祉用具購入費の振込先金融機関の記入が必要となりますので、窓口でご記入の場合は、口座番号等がわかるものをお持ちください。
	領 収 証	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の購入に要する費用にかかる「被保険者本人あての領収証の原本」（領収証の原本の返却を希望する場合は領収証のコピーも合わせてご提出ください。領収証の原本をお返しいたします。）
	パンフレット 写 真	<ul style="list-style-type: none"> ・購入する予定の福祉用具の「パンフレット」（金額表示のあるもの） ・設置前と設置後のメジャーをあてた「写真」（補高便座及び、浴室内すのこの場合のみ必要）
	福祉用具サービス 計画の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具専門相談員が作成し、被保険者の同意を得たもの
福祉用具購入費支給の決定		<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類を審査のうえ、支給・不支給の決定を行います。
福祉用具購入費の支給 （口座への振込み）		<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定後、指定の口座に振込みます。
申請・問合せ窓口		台東区役所2階③番 介護保険課 給付担当 TEL 03-5246-1249

※福祉用具を購入後、区役所へ必要な書類をご用意の上、申請してください。

手続きの流れ

※ 申請される方は、□で囲った手続きを参考にしてください。

（区役所への必要な手続き（申請）については、福祉用具事業者等が代行する場合がありますので、福祉用具事業者等とご相談ください。）

納入業者が都道府県から指定を受けている販売事業者であることを確認します。



指定を受けている販売事業者より福祉用具を購入します。
（ただし、指定事業者であっても、直接「福祉用具専門相談員」から福祉用具に関する専門的な知識に基づく助言などを受けられない通信販売で購入した場合には、支給対象外となりますので、ご注意ください。）



申請書、領収証などの必要な書類を添えて、区役所へ申請します。



区役所が書類等を確認後、支給の有無及び支給額を決定し申請者（被保険者）の方へ通知します。（支給額は、申請者（被保険者）の方より指定された口座へお振込みします。）